

日本共産党滋賀県議会議員団を代表いたしまして、請願第 3 号 福井地方裁判所の「再稼働差し止め」決定を尊重し、高浜原発 3 号機および 4 号機の再稼働をしないことを求める旨の意見書の提出を求めることについて、採択すべきとして委員長報告に賛成の討論をします。

また、議第 105 号滋賀県個人情報保護条例等の一部を改正する条例案について、議第 106 号滋賀県県税条例の一部を改正する条例案について採択すべきと委員長報告に反対の討論を  
請願第 2 号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出について、  
請願第 4 号 集团的自衛権の行使を具体化する安全保障法制案を廃案にすることについて、 請願第 5 号 戦争につながる安全保障関連 2 法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択について不採択とすべきとした各委員長報告に対する反対の討論を行います。

まず、請願第 3 号です。4 月 14 日、福井地方裁判所は、関西電力高浜発電所 3 号及び 4 号機の運転差し止めを命じる仮処分決定を発令しました。本請願は、この司法の決定を尊重し、高浜原発 3 号機および 4 号機の再稼働をしないことを求める意見書の提出を求めています。決定は「新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば、深刻な災害を引き起こす恐れが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていると解すべきである」とし、「新規制基準は合理性に欠く」と指摘しています。原子力規制委員長の「基準の適合を審査した。安全だとは申し上げていない」という発言にもあるように、文字どおり、基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めています。もともと原子力規制委員会の基準は、放射性物質が外部に漏れだす重大事故を想定しながら、住民の避難計画は審査対象外とするなど欠陥だらけです。

また福井地方裁判所は昨年 5 月、同じ福井県内の関西電力大飯原発 3.4 号機について「安全性が確保されていない」として運転を認めない判決を言い渡しています。判決では、東京電力福島原発の事故がしめしたように、原発事故は人命や身体、生活基盤に重大な被害を及ぼすものである、国民の「人格権」が侵害される場合はその侵害行為の差し止めを求めるものです

福島原発事故の被害の大きさや、事故が浮き彫りにした原発の危険性を直視すれば、原発は本来再稼働すべきではなく、停止中の原発はそのまま廃止すべきです。

規制委員会が認めた原発は再稼働させるとしてきた安倍政権は、この司法の判断を重く受け止め、再稼働を断念すべきです。原発銀座といわれる福井県のみ隣の滋賀県の命の水源琵琶湖を守るために県議会として本請願を採択するよう求めるものです。

次に議第 105 号は、10 月から始まるマイナンバー制度にともなって、滋賀県個人情報保護条例等の 1 部の改正をおこなおうとするものです。マイナンバー制度は、日本に住み票をもつ全員に生涯不要の番号を割り振り、来年 1 月から税・社会保障分野で管理を強めるものですが、先日判明した日本年金機構の約 125 万件もの年金個人情報が流出した問題にみられるように、個人情報の管理に国民の不安と怒りは広がっています。

こうした問題は、1つは、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能である、2つは意図的に情報を盗み取る人間がいる、3つは1度漏れた情報は流通・売買され取り返しがつかない、4つは、情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなるという4つのリスクがあります。マイナンバー制度はこの4つのリスクを高める危険があることから、実施そのものの中止を求めるものです。よって採択すべきとした委員長報告に反対するものです。

議第106号のうち、法人事業所税について、資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税について、2年間で4分の1から2分の1に段階的に拡大するものです。

資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税を改正前の4分の1から、2015年に8分の3、2016年には2分の1へと2年間で段階的に拡大され、今回は2016年度以降の改正となります。所得割の税率引き下げにより、法人税率の引き下げとあわせて法人実効税率の引き下げをおこなうものとなっています。与党大綱では、外形標準課税の拡大は「企業が収益力を高め、そこから得られた利益を従業員等に適切に還元する等経済の好循環を実現」するため、としています。

しかし、赤字企業への負担が人件費などコストの圧縮を招き、雇用の安定化や賃上げにマイナスの影響を与える可能性があります。中堅企業の負担増の激変緩和措置も暫定的であり、いずれは中小企業にも拡大されるおそれがあることから採択すべきとした委員長報告に反対するものです。

請願第2号についてです。民族差別をあおるヘイトスピーチは、自由や民主主義とは相いれず、健全な市民社会と両立しません。ヘイトスピーチを根絶するために、「立法措置を含めて、政治が断固たる立場にたつ」ことが求められます。よって、人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチなどを法律で禁止することを求める意見書の提案を求める本請願の採択を求め、否決すべきとした委員長報告に反対するものです。

請願第4号、5号はいずれも「安全保障法制」について、廃案を求める意見書の提出を求めるものです。

昨日与党は、衆議院安全保障法制特別委員会において、いわゆる「戦争法案」の強行採決をおこない、本日、衆議院本会議での採決を行おうとしています。断じ認められません。どんな世論調査でも、この法案に国民の5割以上が「憲法違反」と批判しています。6割以上が「今国会での採決はやめるべきだ」と言っています。8割以上が「政府の説明は十分ではない」と答えています。安倍首相自身が「国民の理解が得られていないのは事実だ」と答弁をし、これをみとめながらも、強行採決した主権者たる国民の意思を踏みにじったこの暴挙に抗議するものです。

この法案の違憲性は2つの請願で述べられているように、もはや明瞭です。戦闘地域での兵たん。停戦合意があつて戦乱が続いている地域での治安維持活動。戦後半世紀にわたって、政府が「憲法違反だ」と言い続けてきた集団的自衛権の行使。どれもが武力行使に道を開くもので、憲法9条を真っ向から踏みこむものです。権力が憲法を壊すというのは、立憲主義の破壊にほかなりません。

戦後初めて自衛隊員が海外の戦場で「殺し、殺される」ことになる違憲の法案は廃案にする以外ありません。

今、全国津々浦々で戦争法案反対の声が、戦後70年の国民運動史上でも空前とっていいほどの広がりを見せています。若者を戦場に送り出すことのないように、議員のみなさんに強く訴えるものであります。廃案を求める意見書の提出を求める請願にぜひとも賛同をしていただきますようお願いのべ、否決すべきとした委員長報告に反対の討論といたします。